

## 『第34回ふるさと会津工人まつり』等の開催延期について

6月13日④・14日⑤に開催を予定しておりました「第34回ふるさと会津工人まつり」並びに「てわっさの里まつり」及び「山と木の市場」につきましては、全国からの不特定多数の参加並びに臨時シャトルバス利用による濃厚接触が想定されるため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応を受けて、延期といたしました。

開催時期につきましては、今後の感染状況や国・県の方針等により日程や開催方法について見直しを行い、決定次第お知らせいたします。開催を楽しみにしていただいた皆様には、急なご案内となりご迷惑をおかけいたしますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

三 島 町  
三島町生活工芸運動友の会  
てわっさの里まつり実行委員会  
山と木の集い実行委員会

## 三島町地域包括支援センターの運営について

本年3月まで、社会福祉法人みしまに運営を委託していた三島町地域包括支援センターは、4月より役場庁舎に事務室を設置し、町が運営します。

地域包括支援センターとは  
高齢者の暮らしに関わる総合相談窓口です

○ご自身やご家族、身の周りの高齢者に関する事をご相談いただけます。

- ・介護サービスを利用したいけど、どうすればいいの？
- ・退院後は自宅に戻りたいが、1人で生活できるか不安だ
- ・介護が辛い、誰かに話を聞いてほしい など…

※上記の他にも、気がかりな事やどこに相談していいのかわからない事など、何でもご相談ください。ご連絡をいただければ、ご自宅までお伺いします。

☎地域包括支援センター ☎(48)5045

## 三島町農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します

町では、本年7月に農業委員が任期満了を迎えるにあたり、「三島町農業委員会の委員等の定数に関する条例」に基づき、農業委員・農地利用最適化推進委員を下記のとおり募集します。

区 分	農業委員	農地利用最適化推進委員
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法の規定による、農地利用に関する許認可、進達</li> <li>・違反転用等の是正指導</li> <li>・農業委員会および各種会議等への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手への農地利用の集積の調整</li> <li>・耕作放棄地の発生防止、解消に向けての調整</li> <li>・農地法の規定による許可申請及び届出に係る現地調査</li> <li>・必要に応じて農業委員会及び各種会議、研修会への参加 (議決権は無し)</li> </ul>
定 数	7人 ※過半数は認定農業者	3人
任 期	令和2年7月20日から 令和5年7月19日まで	農業委員から委嘱された日から 令和5年7月19日まで
報酬(年額)	152,000円	121,600円
身 分	非常勤の地方公務員特別職	
募集方法	①個人(農業者等3名連名)または法人・団体の推薦 ②個人による応募	
資格・要件	農業に関する識見を有し、農地利用の最適化に関する業務などを適切に行うことができる人(農業者でなくても可)	農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人
	次のいずれにも該当しない方	
	①破産手続開始の決定を受けて復権していない方	
	②禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの方	
	③三島町の職員	
募集期間及び提出方法	①応募用紙については、農業委員会事務局に備え付けてあります。町ホームページからもダウンロードできます ②募集期間は、4月3日～5月1日までの29日間です。 ③推薦用紙または応募用紙に必要事項を記入し、農業委員会事務局に提出してください ④農業委員と農地利用最適化推進委員どちらにも応募できますが両委員を兼ねることはできません	
公 表	募集終了後、ホームページに応募状況を公表します	

☎農業委員会事務局 ☎(48)5566

## 行政相談中止のお知らせ

4月15日④に開設予定でした、行政相談は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止といたします。

☎総務課 総務係 電話 (48)5511

## 霜の被害にご注意ください

三島町防霜対策本部を設置しました

●期間 3月23日④～5月31日④

農作物の被害を未然に防ぐため、三島町防霜対策本部を設置しました。霜注意報が出た場合、防災無線による町内一斉放送を行います。また、霜による被害が出た場合には、役場産業建設課までご連絡をお願いいたします。

### 霜注意報が出た場合の町の対応

時間帯	対応内容
8:30～20:00	防災無線による町内一斉放送
20:00～翌朝8:30	各農家にて対応

☎産業建設課 産業係 ☎(48)5566

## 運転免許返納者への助成について

運転免許証を自主返納した方に対し、タクシー助成券を交付します。

- 対 象 者 75歳以上で令和2年4月1日以降に運転免許証を自主返納された方
- 助成内容 タクシー券1万円分の交付
- 申請方法 警察署で交付される運転経歴証明書を持参のうえ、役場窓口で申請手続きを行ってください。

☎総務課 総務係 ☎(48)5511

## 75歳以上の町営バス乗車賃無料について

町では、高齢者の積極的な社会参加の促進や公共交通の利用促進、運転免許証を自主返納した高齢者の支援を目的とし、町営バス及びデマンドバスの無料化を実施します。

- 対 象 者 75歳以上の町民の方
- 申請方法 役場窓口で配布している申請書に必要事項を記入のうえ、総務課へ提出してください。無料乗車券を交付します。

☎総務課 総務係 ☎(48)5511

## 三島町議会議員一般選挙のお知らせ

投票日 4月19日④

任期満了に伴う三島町議会議員一般選挙が4月19日④に執行されます。選挙当日、都合が悪く投票できない場合には、期日前投票ができます。棄権しないで投票しましょう。

### 期日前投票

- 期 間 4月15日④～18日④
- 時 間 午前8時30分～午後8時まで
- 会 場 町民センター 大ホール

☎選挙管理委員会事務局 ☎(48)5511



## 三島町薪ストーブ設置事業補助金

薪ストーブの燃料となる木材の需要を拡大し、町の林業振興を図ることを目的として、薪ストーブの購入及び設置費用を補助します。

- 補助額 **総事業費の5分の1以内かつ上限15万円**  
 ※総事業費は、本体価格・付属機器及び設置経費を含めた金額です。  
 ※福島県事業との併用の場合は、総事業から福島県補助金を差し引いた金額を補助対象事業費とし、その5分の1以内の額で15万円を上限とします。
- 対象者 **町内に住所を有している者又は事業所を有する法人**
- 募集期間 **随時受付**
- その他
  - ・この事業における「薪ストーブ」とは、二次燃焼機能を有するものに限りです。
  - ・補助金は1名(1事業者)につき1台限りです。
  - ・補助金交付申請は、必ず購入及び設置前に行ってください。
  - ・町では、薪割り機の貸し出しも実施していますので、そちらも併せてご利用ください。

産業建設課 産業係 ☎(48) 5566

## 三島町有害鳥獣防護柵設置事業補助金

有害鳥獣による農作物の被害防止のため、有害鳥獣防護柵(電気柵)の購入及び設置に係る費用を補助します。

- 補助額
  - ①**総事業費の2分の1以内かつ上限3万円**
  - ②**総事業費の10分の8以内かつ上限24万円**  
 ※②については、事業実施箇所の面積が概ね1ha以上または総延長距離が概ね500m以上を要件とします
- 対象者
  - ①町内に住所を有しかつ居住する者
  - ②地区または農業団体等
- 募集期間 **随時受付**
- その他
  - ※補助金交付申請は、必ず購入及び設置前に行ってください。

産業建設課 産業係 ☎(48) 5566

## 三島町狩猟免許取得等補助金

町では、野生鳥獣の捕獲に従事する狩猟者を確保し、野生鳥獣による人的被害、農林水産物等への被害防止を図るため、狩猟免許取得等に係る費用を補助します。

- 補助額 **費用の3分の2以内かつ上限15万円**  
 ※狩猟免許、猟銃所持許可、猟銃等購入、狩猟登録に係る経費等が対象となります。
- 対象者
  - ①町内に住所を有しかつ居住する者
  - ②三島町猟友会に所属し、町が委嘱する有害鳥獣駆除員として5年以上従事することを確約した者
- 募集期間 **随時受付**
- その他
  - ・補助対象となる経費についての詳細は、お問い合わせください。
  - また、狩猟免許取得等を考えている方は、ご相談ください。
  - ・免許等の更新者への補助については、対象の方へ別途案内しています。
  - ・**有害鳥獣の捕獲には、わな免許等の取得に加え原則として県や町の許可または狩猟登録等が必要となりますので注意願います。**

産業建設課 産業係 ☎(48) 5566

## 早戸温泉つるの湯の 営業時間変更期間を延長します

新型コロナウイルスの影響により、3月31日まで早戸温泉つるの湯の営業時間を短縮し営業しておりましたが、下記の通り期間を延長します。皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- 営業時間 変更前：午前9時から午後9時まで  
**変更後：午前10時から午後8時まで**(最終受付は午後7時30分)
- 期間 **4月12日⑥まで**

早戸温泉つるの湯 ☎(52) 3324

## 戦没者等のご遺族の皆さまへ 第11回特別弔慰金が支給されます

- 特別弔慰金の主旨
  - 今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。
  - 第11回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰に意を表すため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとして います。
- 支給対象者
  - 戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料等」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。
- ①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ②戦没者等の子
- ③戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
  - ※戦没者の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- ④上記1から上記3以外の戦没者等の三親等以内の親族(甥、姪等)
  - ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。
- 支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債
- 請求期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日  
 ※請求期間を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。
- 請求窓口/お問い合わせ先 町民課 保健福祉係 ☎(48) 5565

## 林業退職金共済制度(林退共)の 退職金請求について

林退共は昭和57年に発足した林業界で働く方のための退職制度です。以前に林業の仕事に従事されたことがあり、その当時、林退共制度に加入していた方で退職金請求手続きをしたお心当たりのない方は、退職金をまだ受け取っていない可能性がありますので、下記へお問い合わせください。

林業退職金共済事業 福島支部 ☎024(523) 0255

## 知っていますか? 『建退共制度』

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、業界全体での退職金制度です。

- 加入できる事業主：建設業を営む方
- 対象となる労働者：建設業の現場で働く方
- 掛金：月額310円

- ・国の制度なので安全、確実、申込み手続きは簡単です
- ・経営事項審査で加点評価の対象となります
- ・掛金の一部を国が助成します
- ・掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ・事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます

※建退共から事業主の皆様へのお願い

- ・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください
- ・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が建設業界を引退するときは忘れずに退職金を請求するよう指導して下さい

建設業退職金共済事業 福島支部 ☎024(523) 1618